

市有地の売払い 応 募 要 領

令和8年10月

狭山市総務部財産管理課

一般競争入札の主な手順

1 関係書類（応募要領、物件調書等）の配布

令和8年10月9日（金）から、市ホームページ、財産管理課窓口（狭山市役所3階）で配布します。必ず熟読してください。

2 告知書の交付

入札物件に関して重要な告知事項があります。入札参加希望者は、入札参加申込み前に必ず財産管理課窓口までお越しいただき、告知書の交付を受けてください。

- ・告知期間

令和8年10月9日（金）～令和8年11月13日（金） ※土、日曜日、祝日を除く。
午前9時00分～午後4時30分

3 入札参加申込み

入札参加希望者は、指定の入札参加申込書に所定の事項を記入押印のうえ、受付期間中に財産管理課窓口まで直接お持ちください。

- ・受付期間

令和8年11月2日（月）～令和8年11月13日（金） ※土、日曜日、祝日を除く。
午前9時00分～午後4時30分

4 入札保証金納付

入札参加希望者は、納付期限までに、入札参加申込受付後にお知らせする指定の口座へ、入札保証金を振り込んでください。

5 入札

下記により入札を執行します。入札には、申込者本人又は代理人が必ず出席してください。

- ・入札日時

令和8年12月10日（木） 午後2時00分から

6 契約の締結

落札者と売買契約を締結します。

落札者は契約の締結時に、狭山市が発行する納入通知書により契約保証金を納付してください。

7 売買代金の納入

落札者は市の発行する納入通知書により、売買代金と契約保証金の差額を期日までに納入してください。

8 土地の引渡し（所有権移転登記）

所有権移転登記、土地の引渡しを行います。

市 有 地 売 払 い 要 領

- 1 入札物件 ※現地説明会は行いませんので、事前に現地及び物件状況を確認してください。
※本物件は現状有姿のまま引渡します。

番号	所 在 地	地目	地積 (㎡)	最低売却価格 (円)
1	狹山市大字水野字月見野 607 番 39	宅地	2, 159. 34 ㎡	161, 642, 000 円

2 契約上の特約

(1) 用途等の制限

- ① 落札者は、売払い物件を契約締結の日から5年を経過するまでの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。
- ② 落札者は、売払い物件を契約締結の日から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に使用してはならない。
- ③ 落札者は、売払い物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記の特約を承継させなければならない。

(2) 実地調査等

- ① 狹山市は、上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実地調査をし、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。
- ② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならないものとします。

(3) 違約金

用途等の制限に違反した場合は売買代金の3割、実地調査等に違反した場合は売買代金の1割を違約金として狹山市に支払っていただきます。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(4) 契約不適合責任

落札者は、消費者契約法の適用がある場合を除き、契約締結後に売払い物件が土壌汚染、地盤沈下、地下埋設物等を含め、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合でも、売買代金の減額、履行の追完、損害賠償等の一切の請求及び契約の解除をすることができないものとします。

3 入札参加資格

売買代金の支払いが可能な方であれば、個人、法人及び市内在住、在勤を問いません。しかし、次の要件のいずれにも該当しない方であることが参加の条件となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員

4 告知書の交付

本物件は別途告知事項があります。告知事項に関する書面を交付しますので、入札参加申込み前に下記告知場所までお越しください。

- (1) 告知期間及び時間

令和8年10月9日（金）から11月13日（金）まで

午前9時00分から午後4時30分まで

※土、日曜日、祝日を除く。

※電話での説明は行いません。

- (2) 告知場所

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市役所 総務部財産管理課 財産管理担当（3階）

5 入札参加申込み

- (1) 受付期間及び時間

令和8年11月2日（月）から11月13日（金）まで

午前9時00分から午後4時30分まで

※土、日曜日、祝日を除く。

※郵送等による申込みは受け付けません。

- (2) 受付場所

狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市役所 総務部財産管理課 財産管理担当（3階）

- (3) 提出書類

① 入札参加申込書兼誓約書（実印で押印のこと）

② 告知事項に関する同意書（実印で押印のこと） ※「4 告知書の交付」で配布します。

③ 添付書類（発行後3ヶ月以内のもの）

個人の場合 住民票（マイナンバーの記載が無いもの）、印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書

※ 身分証明書：本籍地のある市町村で発行する証明書

※ 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の住民票等が必要です。

(4) 留意事項

- ① 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行いません。
- ② 入札参加申込み物件の変更及び取下げは、受付期間内に限ります。

6 入札保証金納付

入札参加者は、入札保証金として、**入札しようとする金額の100分の5以上**（円未満切り上げ）の額を市の指定口座に納付してください。なお、市の指定口座については入札参加申込み後にお知らせいたします。

※ 口座振込により令和8年12月7日（月）までに納付してください。

（納付を確認できない場合は入札に参加することができません。）

※ 振込を行った当日に、「14 担当窓口」まで振込を行った旨をご連絡ください。

※ 振込手数料は入札参加者にご負担いただきます。

7 入 札

(1) 日 時 令和8年12月10日（木）

物件番号1 午後2時00分から

場 所 狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市役所 地下1階 入札室

(2) 当日持参いただくもの

- ① 入札参加申込受付書（入札参加申込み受付後、郵送します。）
- ② 入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書
- ③ 委任状（代理人が参加される場合のみ）
- ④ 入札書及び入札用封筒（所定の入札書を入札用封筒に入れ、封印）

(3) 入 札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印（実印に限る）のうえ、入札用封筒に入れ封印して、提出してください。
- ② 入札は代理人に行わせることができます。代理人は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印（委任状に押印されている代理人の印）のうえ、入札用封筒に入れ封印して提出してください。
- ③ 入札金額は、物件価格の総額を記入してください。
- ④ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 開 札

- ① 入札締め切り後、直ちに入札者立会いのもと開札します。
- ② 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせます。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札者の記名及び押印がないとき
- ② 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき
- ③ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき
- ④ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しない、又は委任状に不備があるとき

- ⑤ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき
- ⑥ 入札者の資格のない者が入札したとき
- ⑦ 狭山市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき
- ⑧ 文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

(6) 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った者のうち、**狭山市が定めた最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者**を落札者と決定します。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者がくじを引き落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(7) その他

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。その場合、入札参加者が損失を受けることがあっても、市は補償の責めを負いません。

8 入札保証金の返還等

- ① 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札時に提出していただく「入札保証金還付請求書兼口座振替依頼書」により指定した金融機関の口座へ振込みいたします。(振込完了まで4週間程度お時間がかかりますことを予めご了承ください。)
- ② 落札者が納付した入札保証金は、原則、契約保証金に充当します。
- ③ 入札保証金の預かり期間に対する利息はつきません。
- ④ 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、狭山市に帰属することとなります。

9 契 約

(1) 契約の締結

落札者との**売買契約は、入札終了後14日以内に土地売買契約書により締結します。**なお、契約書に貼付する収入印紙代は、落札者の負担となります。

(2) 契約の確定

契約は、狭山市が落札者とともに土地売買契約書に記名押印したときに確定します。

10 契約保証金

- ① 契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上(円未満切り上げ)を契約保証金として納付していただきます。なお、**既に納付済みの入札保証金は契約保証金に充当しますので、契約保証金との差額を狭山市が発行する納入通知書により納付してください。**
- ② 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ③ 契約保証金の預かり期間に対する利息はつきません。
- ④ 売買契約が解除された場合には、契約保証金は狭山市に帰属します

11 売買代金の支払期限

売買代金は、**契約日から40日以内**に支払わなければなりません。売買代金と契約保証金との差額を狭山市が発行する納入通知書により納付してください。

12 所有権の移転及び土地の引渡し

- ① 売払い物件の所有権は、売買代金が納付された日に移転したものとします。その所有権移転に関する登記の手続きは狭山市が行いますが、移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

※ 登記に際して、別途必要書類の提出をお願いします。

- ② 売払い物件は所有権の移転完了後、工作物（フェンス等）や樹木等を含め、**現状のまま引渡し**を行います。（売却予定地の看板は、入札終了後、狭山市で撤去・回収します。）

13 留意事項

- ① 土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。また、売払い物件は現状有姿のまま引渡しますので、**事前に現地確認のうえ入札に参加してください**。
- ② 売払い物件の地籍は公簿面積で取り扱います。引渡し後の実測により面積が異なる場合も、売買代金の清算は行いません。
- ③ 売払い物件の埋設物調査、地盤調査及び土壌調査を行っていません。地下埋設物等の除去、地盤改良及び土壌汚染対策等が必要な場合は、落札者の負担で撤去及び処分等を行ってください。
- ④ 隣地から売払い物件に越境物がある場合についても現況のままで引渡します。契約後に越境が判明した場合も含め、越境物を解消するための交渉や手続きは相隣関係間で話し合ってください。
- ⑤ 入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- ⑥ 落札された物件は、個人、法人の別、落札価格、物件の明細について公開されます。あらかじめ、ご了承ください。
- ⑦ 本物件は、別途告知事項があります。「4 告知書の交付」のとおり窓口で書面を交付しますので、必ず書面の交付を受けてから、入札参加申込みを行ってください。

14 担当窓口

狭山市 総務部 財産管理課 財産管理担当（市役所3階）

住所： 狭山市入間川1丁目23番5号

電話： 04-2936-9908（直通）

時間： 午前9時00分から午後4時30分まで ※土、日曜日、祝日を除く。